

バイクもクルマも 交換用マフラーは  
**基準適合品を!**

「犯罪」って知ってる!?



**ダメ!ダメ! 違法マフラー**



詳しくはQRコードを!

不正改造車の  
使用者

整備命令の発令  
▶ 整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を  
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は  
30万円以下の罰金